

第23期第27回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和元年7月5日(金曜日) 13:30～14:30

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第6番	井下八郎	第14番	西原實
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 1人

農業委員 第6番 寺尾俊行

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	近藤明美
農地係長	田中賢禪	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	主事	池田有里
臨時職員	齊藤麻里		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地パトロールについて
活動記録簿について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人・推進委員15人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。なお、先日、愛媛県農業会議より岡部委員さんと守谷委員さんが永年勤続表彰を受けられました。誠に、おめでとうございます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。農繁期が終わり、皆さん一息つかれていることと思います。なかなか梅雨入りをしないということで、水不足を心配されていたと思いますが、梅雨入りをして雨も降り、ひと安心されていると思います。農繁期が終わりましたので、今は体力を温存させていただけたらと思います。昨日から全国一斉に参議院選挙ということで活動が始まり、21日が投票日となっておりますので、我々有権者は投票の義務ということがありますので、投票に出かけていただきたいと思います。

それでは、ただいまから第27回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は、「農地パトロール」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第

19条の規定により、会長において渡邊 勝俊委員と山口 三七夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。

藤田会長

1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田2筆、畑1筆、合計面積3,422平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、82番の(1-1)さん及び83番の(1-2)さんの2件でございます。

内訳といたしましては、期間、9カ月1件、2年9カ月が1件。利用権の種類は、使用貸借1件、賃貸借1件で、すべて新規設定となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合することであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、82番から83番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第12番の1件でございます。

4ページをお開きください。

第12番は、荷内町、畑、1筆、面積700平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大ため、県外在住の親族より贈与を受ける目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、12番については、地元委員であります、井下 八郎委員からご報告をお願いします。

井下委員

(2-1)さんは5反弱のお米を作っておりまして、トラクター1台、耕耘機1台、田植機1台と全部持っており自分で使用しております。その他には、1反弱ぐらい季節野菜をお母様と一緒に作られて農業の方に従事されており、これからも活躍が見込まれると思います。申請地は現在耕作されておりましたが、サツマイモやフキを栽培する予定で

す。譲受人は耕作権もあり地域による影響もないと思われるので、許可しても支障はないと思います。よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号12番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

6ページをお開きください。

7番、北内町二丁目、畑1筆、申請人は、(3-1)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)95.64平方メートル、一体利用地として、宅地164.69平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上、7番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、7番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を

決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、13件です。

8ページをお開きください。

110番、西泉町、畑4筆、譲受人は、(4-1)さん。

内容は、自己住宅129.05平方メートル、一体利用地として、宅地57.33平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

111番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)152.76平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

112番、政枝町三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、貸し住宅(3棟)135.07平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

9ページをご覧ください。

113番、阿島二丁目、田1筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、自己住宅82.81平方メートル、一体利用地として、宅地232.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

114番、田の上二丁目、畑2筆、譲受人は、(4-

5) さん。内容は、自己住宅85.29平方メートル、一体利用地として、宅地165.28平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

115番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、自己住宅59.61平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

116番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、自己住宅109.43平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

117番、西の土居町一丁目、田2筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

118番、桜木町、田1筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、建売住宅(3戸)202.31平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

119番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-10)さん。内容は、自己住宅70.00平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

120番、多喜浜二丁目、田1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、露天資材置場、一体利用地として、宅地及び雑種地3,988.08平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、建物が建設されている土地を一体利用地して、千平方メートル以上の土地であることから、開発許可が必要とな

り、区分は、所有権移転です。

121番、庄内町五丁目、田1筆、譲受人は、(4-12)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)205.90平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

122番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は、(4-13)さん。内容は、自己住宅139.12平方メートル、農地区分は、申請地から概ね500m以内にJR新居浜駅が存在するため第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

以上、110番から122番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、110番から122番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、近藤委員さん。

近藤委員

住宅の関係ですけども、自己住宅は問題ないのですが集合住宅によっては、1つの例を言うと〇〇あたりについては一体運営ですよ。30年とか35年とか長期の、そうなった場合、直面したのが土地改良区としての意見書の中に申請者がオーナーだけというようなことがあって、本当にいいのか、オーナーだけではいけない、一体運営していくのであれば、〇〇等も申請人に入れて欲しいと感じました。実は私達の土地改良区では承諾書の申請の中に連名で出してほしいと今、進めております。そうでないと、申請までは設計者が責任をもってする、工事は会社がする、出来上がったら〇〇が面倒を見ることがどこも相手にしてくれなかったのが現状なのですが、承諾書について連名でないと認めないと、一時ス

トップをかけたら、一応連名で承諾書に書いて持ってきたというようなことがありました。川ざらいなどの費用の回収ができないというのが実情だったのですが、〇〇がちゃんと代行をしてオーナーと契約して、〇〇へ請求書を出して、〇〇から納金されるというような形で実現しつつあります。そういったことも考慮していただいて、農地転用も一体運営の場合は〇〇もここに出てこないとおかしいのではないかという気がします。いかがでしょうか。

田中農地係長

はい、申請上は〇〇さんであるとか〇〇さんであるとか、そういったところについては転用行為者という形ではないので所有者という形になるとどうしてもオーナーさんになってくると思われれます。改良区さんが先程から言われるように意見書等のひな型については、特に我々農地法の方で何か言うべきことはないですが、意見書の中に〇〇さんが入ってくるとか、〇〇さんが入ってくるというのはどうかと、県に確認しないといけないところではあるのですが、所有者、転用行為者、誰がお金を出すのか、資金力の裏付けとなる方については譲受人という形ではどうしてもオーナーさんになってくると思います。連名でということの申請にはならないのではなかろうかというのが今の市の判断になります。以上です。

近藤委員

ただ、〇〇が出来上がったら管理契約をするわけで、その内容は我々には分かりませんよね。その周辺の農地に迷惑をかけないようにするという条項から逸脱する場合が大いにあるんですよね。そういった場合は後の管理契約を取った〇〇の方が敷地内だけですと、うちは周囲は知りませんという話になってくると、今度はオーナーに言うとオーナーは管理契約は〇〇にしておりますと逃げてくる。こういった事を解消するためには何らかの処置を取っておく必要があるなと思います。

田中農地係長

改良区さんの意見書だとか、申請書であるとかを書く

時にそういったところについて詰めておいていただくと、これは農地法の許可とはどうしても違ってきますので、その周辺に影響を及ぼしていることであれば逆に意見書が出てこないのではないのかと判断しております。

近藤委員

今、私の所から出す意見書には多目的利用を重視すること、農地転用の場合にもコメントを入れてお出ししております。中にはこれは違うよと消されるものもあるのですが、そういったこともひっくるめて考慮してほしいなということですね。何とかご検討の程よろしく願います。

藤田会長

今のところ田中係長が説明したようなことで、そういったことについては今、近藤委員さんが言われることはそれぞれの改良区できっちりと厳しくしていただくと、なかなかその後の管理、周辺農地に及ぼす影響というのも各改良区がしっかりとしていると許可を受けたところも履行していくのではないかと、今まではその辺が1回通ると緩いというようなことがあって周辺の農地へいろいろな事で影響があるというのは今でもよく聞くことなのですが、今のところ事務局で受け付ける、書類の審査については含まれていないというのが係長の説明にあるので、近藤委員さんがおっしゃったことも前向きに考慮して検討して欲しいということでございますので、機会があれば検討していただけたらと思います。

田中農地係長

はい、分かりました。県の方に伝えてみますが、農地法ですので当然、法律的なもので全国的なことになるとは思いますので、先程の御意見については県の担当に伝えさせてはいただきます。

藤田会長

他にございませんか。はい、小野（春）委員さん。

小野（春）委員

農業委員会の中で農地の転用で太陽光発電の計画案が結構でておりますよね。我々の近隣において太陽光発電に申請は通ったのですが、すぐに太陽光設備の建設をして稼働というところばかりじゃないんですよね。空地の

まま放置して雑草も生える、こういう状況になって近隣に色々な面でご迷惑をかけるというようなことが実際に起きているのですが、所有された後の管理をもっと厳格にお願いできたらと思うのですがいかがでしょうか。

田中農地係長

はい、転用の中で緊急性というのがございまして、概ね1年の間に完成をするような予定ということになっておりまして、先程から言われるような案件につきましては、一応代行申請をされた行政書士を通じて転用、草刈りの依頼等はしております。ただ、それに強制力はございませんので、あくまでも協力依頼ということでの対応になっています。以上です。

小野（春）委員

勝手なようですけど、所有権を得た人も多忙でお忙しいかもしれませんが、管理しなければ草が繁茂するわけなんですよね。この辺をやはり所有者の方は確認するように行政の方でも徹底をお願いしたいと思います。

藤田会長

よく言われることで、ここで太陽光発電の設置について上がってきたら県に送り、許可になればその時点で農地から離れますので、離れるから我々は知らないということではないのですが、地域で一番最初に意見書が上がってきた時に改良区、周辺農地に及ぼす影響は色々あるから適正な管理をしてくださいと、最初の時に改良区などはそういったことをやってくださいと、住宅地でも周辺農地に及ぼす影響をないようにと意見書をつけると、ソーラーパネル設置の為の意見書でもそれぞれ改良区さんが約束をして、周りの方がお願いするしかないと思うんです。農地じゃなくなるので担当が、違うのですが担当課にお願いするとか、一番強いのは周りの方々だと思いますので、近隣で働きかけをしていただくようにして欲しいと思います。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見

を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

続いて農政関係の議題に入ります。

本日は、ご案内しておりましたとおり、「農地パトロールについて」及び「活動記録簿について」を議題といたします。

それではまず、「農地パトロールについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

谷口農政係長

農地パトロールについて、説明いたします。日頃から、担当地区の農地利用状況に目を配る日常的なパトロールの実施をお願いしておりますが、農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが定められており、今年度も農地パトロールを実施したいと思っております。調査手順につきましては昨年同様となっておりますが、確認の意味で改めて説明させていただきます。

農政関係資料1ページの「令和元年度農地パトロール班分表(案)」をご覧ください。

まず、班編成につきましては、農協の支所別に地区を分け、昨年度の実績を基に作成しておりますので、確認後、班ごとまたは個別に現地調査をする日程を決めていただき総会終了後に事務局まで日程の報告をお願いいたします。

なお、日程が決まらない場合には、お手数ですが、後日、事務局までご連絡ください。調査の期間といたしましては、7月16日（火）から8月一杯を目途に実施したいと考えております。また、昨年同様、現地調査には職員が同行いたしますので、よろしく願いいたします。

次に調査方法ですが、お配りしております、荒廃農地一覧と農政関係資料2ページの荒廃農地一覧の記入方法をご覧ください。荒廃農地一覧ですが、左から、所在地、その下に所有者、耕作者、その次に現況面積、登記簿地目、現況地目、平成30年新旧の別、解消分類、解消日、意向、令和元年の欄、右端に地図帳のページを記載しております。

解消分類の内訳ですが、平成30の解消分類にカタカナのアとかウとか入っていると思いますが、アは、営農再開、ウは保全管理、何も入っていない空欄については、再生利用が可能な荒廃農地となっております。お配りしております地図と照らしていただくとアはピンク色、ウは水色、荒廃農地は緑色で塗っています。なお、イは新居浜市では該当がありません。今回の調査の結果は、令元の欄にア又はウを、荒廃農地については×を記入いただき事務局へご提出ください。また、新規発見につきましては、一番後ろに白紙用紙をつけておりますのでご記入ください。

次に、意向の欄ですが、利用意向調査の結果になります。これは、今年のパトロールの結果、荒廃農地（緑色）となった農地の所有者や耕作者に意向調査を行った結果です。自作地の場合は、1・中間管理機構を利用してもよい、2・新居浜市農業再生協議会を利用してもよい、3・自ら貸したいまたは売りたい、4・自ら耕作、耕作予定、5・その他、になります。所有者と耕作人が違う場合は、耕作者に意向を確認しております。1・自ら耕

作、耕作予定、2・所有者の方に返したい、3・その他、
となっております。

委員の皆様には、お忙しいところ申し訳ありませんが、
現地調査の前にお時間があれば、事前調査をお願いでき
ればと思います。お忙しい時期、また暑い時期ではあり
ますが、よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問
はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

では、次に「活動記録簿について」を議題といたしま
す。まず、事務局から説明をいたさせます。

谷口農政係長

活動記録簿について、説明いたします。

6月の総会終了後、愛媛県農業会議の川中さんから
説明がありましたが、本年度より、全国農業会議所
において、「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」
を実施して、各農業委員会の活動状況を定量、定点的
に把握することになりました。

総会資料3ページをお開きください。全国農業会議
所から届いた手引きから抜粋したものになります。1
趣旨にありますように法律の改正により、農業委員会
には「農地所有者等の農地利用意向の把握」と「地域
での話し合い活動」が役割として重点化・明確化され
ました。そこで、全国農業会議所において、「農地利
用最適化活動の進捗状況共有シート」に取り組み状況
を定期的に記録として残し、全国で共有することにな
りました。共有シートで確認した結果は、農業委員会
組織はもちろんのこと国や都道府県、農地中間管理機
構とも情報共有し、農地利用の最適化の推進に役立て
ていくとのことです。農業委員会は、農業委員、農地
利用最適化推進委員の活動や実績を決められた共有シ
ートに入力し、四半期ごと、7月、10月、1月、4
月の各末日までに農業会議へ送付します。そのシート

への入力のために、3の記入にあたっては書いてありますように、活動記録簿等に各委員の取り組みを記録し、月に一度月末等に事務局へ提出するようにしてもらおうとなっています。

そこで、今回、皆さんにお願いしますが、お手元に配布しております農業委員会活動記録簿への記録です。

それでは、活動記録簿の9ページをお開きください。

9ページから15ページにこの活動記録簿の構成と使い方について説明しています。例えば、1年間の活動目標を記入する欄は1ページにあり、記入例はこうです、年間活動スケジュールを記入する欄は2ページにありますとなっています。以降、15ページまで説明が掲載されていますので、また確認してお使いください。

皆さんに記入、提出していただく記録簿は18ページからになりますが、記入の仕方について、16ページ、17ページにありますのでお開きください。1カ月の活動の記録を見開き1ページに記録していただきます。まず、左上に活動した月と右上に氏名を記入してください。今回は、7月分から記入していただきますので、18ページの左上には7と記入していただきます。記録簿は、農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく業務、2項に基づく業務、3項に基づく業務と大きく3つに区切り、さらにそれぞれの業務を細かく分けています。

記入の仕方ですが、記録簿の左端には、活動した日にちを記入します。それぞれの業務の一番左にある活動実績件数に1日活動した場合は○を、活動が半日だった場合は△を記入してください。そして、活動内容の該当する欄にチェックを入れてください。記入例を見ますと、7月1日に、戸別訪問により農業者年金

の加入推進を実施したということで、農業者年金の推進の欄にチェックが入っています。この活動は半日だったため、活動実績件数は△としています。また、7月12日、今度は、農地パトロールを実施し、利用状況等を確認したと農地パトロールの欄にチェックを入れ、その活動が1日だったため、活動実績件数には○が入っています。以上のように1か月間記入していただき、最後に1か月間の件数を一番下の合計欄に集計していただきます。活動実績件数については、○を1件、△を0.5件として集計してください。また、活動の中で、新たに貸借についての意向を把握した場合は、右端の備考や活動メモ欄に対象者の氏名、農地の所在地番、面積、貸したい場合は氏名の横に（貸）を借りたい場合は、（借）を記入してください。以上が記入についてです。記入については、7月分からお願いします。提出は、毎月総会時に持参し、総会が始まるまでに事務局に提出をお願いします。総会の中に事務局でコピーさせていただき、帰りにお返しします。都合により総会を欠席される場合等には、集計の都合上、20日までにご提出をお願いいたします。

なお、4月から6月までの活動の中で、個人的に記録しているものなどありましたら、事務局へ提出をお願いいたします。以上、活動記録簿についての説明を終わります。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

直ぐに説明があったように行うのは難しいと思いますので、今まで相談を受けたなど色々ある中で記載をさせていただけたらと思います。

藤田事務局長

新たに行うというのは難しいですので田の水を見に行った時とか、近所の方から相談があったらそれをチェックするなど記載いただけたらと思います。

藤田会長

はい、合田委員さん。

合田委員

例えば今日、農業委員会がありますよね。その場合には7月5日に総会部会の出席に△を入れると、その後、農業委員会活動記録の記録帳にも書かなくてはいけないんですよ。

谷口農政係長

記録帳の方はご自由に使っていただいて構いません。

藤田事務局長

提出していただくのは農業委員会活動記録簿だけになりますので、記録帳はメモ書きで使用していただけたらと思います。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

以上をもちまして、第27回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員